

【平成24年第2回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成24年6月22日 健康福祉委員長 岩隈 千尋

○「議案第91号 川崎市視覚障害者情報文化センター条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 視覚障害者に対する訓練の具体的な内容と費用負担について

訓練には、調理や裁縫など日常生活における訓練とパソコンの利用や点字の読みとり訓練、白杖を使用した外出時の歩行訓練がある。これらの訓練は指定管理者制度導入後も引き続き実施する予定であり、利用者の費用負担はない。

* 情報や文化に関する新たな事業展開について

これまでもパブリックコメントで視覚障害者団体等から、新たな事業提案等の意見が寄せられている。条例の中でも文化や学習、レクリエーションといった活動支援を事業として位置付けており、今後、利用者や指定管理者と協議を行い、事業の具体化に向けて調整を行っていききたい。

* 現在の盲人図書館の利用状況について

盲人図書館は通常の図書館と異なり、直接、来館される方は少なく、録音図書や点字刊行物の貸し出し等は、電話と郵送により対応している。訓練等の目的で来館する人は月に3、4人程度となっている。

* 開館日と利用時間について

現在、開館日は月曜日から金曜日としており、休館日は土曜日と日曜日となっているが、今後、土曜日と日曜日も開館することとし、休館日を月曜日として開館日を増加することで利便性の拡大を図っていききたい。また、利用時間においては9時から17時であるが、利用時間の延長については、今後、利用実態とニーズを把握した上で検討していききたい。

* 施設運営において市や利用者、ボランティアが懇談する場の設置について

利用者の意見は重要であるため、今後利用者の声を施設運営に反映できる仕組みづくりを検討していききたい。

* 施設利用者に配慮した設備について

施設利用者が視覚障害者であることから、点字ブロックを要所に設置するとともに、合築施設の正面入口、エレベーターには音声案内を設置し、利用者に配慮した対応を行っている。今後については、施設利用者からの意見をもとに必要な対応を図っていききたい。

* 市内の視覚障害者数と盲導犬の利用状況について

視覚障害による身体障害者手帳の取得者は平成24年3月末現在2,184人であり、全盲者は1級の取得者714人の一部である。盲導犬の利用については、県の地域生活支援事業として実施されており、本市内の視覚障害者の利用状況については市としては把握していない。

* 各区役所での相談状況について

各区役所では障害者自立支援法の給付サービスや日常生活用具等の給付手続、相談業務を行っている。なお、訓練等の専門的な相談については盲人図書館で

対応することを案内している。

*** 自治体が直営している視覚障害者情報文化センターと同様の施設の数について**

厚生労働省によると、平成24年4月1日現在、全国に点字図書館は76施設ある。委託や指定管理者制度を含めた公営は48施設で、そのうち9施設が直営である。

*** 指定管理者への業務引継ぎ期間について**

指定管理者への業務引継ぎ期間は1年間とし、図書等の貸し出しや施設利用者の妨げにならないよう、ボランティアや指定管理者と十分に協議、調整を行い、円滑に引継ぎを行うよう対応していきたい。

*** IT化の進展に伴う利便性の向上と利用者ニーズへの対応について**

IT化の進展に伴い、記録媒体がカセットテープからCD、そしてSDカード等へ大容量、コンパクト化されており、利便性も向上している反面、高齢者など新たな機器を操作することが困難な利用者も増えてきている。今後は視覚障害者の高齢化や社会環境の変化、利用者のニーズを適切に把握し、障害者の視点に立った対応を図っていきたい。

《意見》

*** 開館時間の延長や新たなサービスの提供など、利用者ニーズを的確に把握し、よりよい施設運営に努めてほしい。**

*** 川崎市視覚障害者情報文化センターは視覚障害者にとって重要な施設であるため、川崎駅から施設までの動線には、エスコートゾーンや点字ブロックを設置する等、視覚障害者へ更なる配慮を行ってほしい。**

*** 川崎市視覚障害者情報文化センターの目的である視覚障害者の社会参加の促進において、学習や文化的な活動だけでなく、就労支援についても取り組んでほしい。**

*** 指定管理者は5年ごとに選定されるため、施設利用者にとっては不安な面もある。障害者が利用する施設は高い専門性が求められ、豊富な経験の蓄積が必要であり、福祉事業に指定管理者制度を導入することはなじまないことから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第94号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 公務災害補償の対象となる消防団員等の範囲について**

補償対象の範囲については、消防団員のほかにも、消防職員の要請により現場で救急業務や消火活動を行った協力者も補償の対象としている。

*** 公務災害補償の種類について**

療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償、介護補償及び葬祭補償があり、今回の条例改正により対象となる補償は介護補償である。

*** 本市の介護補償の対象者の有無について**

現在、市内で介護補償を受けている者はいない。

《意見》

- * 本条例には介護補償の金額が明記されているため、補償額が改定される都度、条例改正議案を提出することとなる。補償に際しては速やかな対応が求められることから、今後、条例への規定のあり方について検討すべきである。
- * 今回の条例改正は、政令に基づくものであり市に裁量権がないとはいえ、消防団員等の活動には危険が伴うものであり、公務災害補償である介護補償額の引き下げには反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第４２号 川崎区堀之内町に建設予定の（仮称）ダイキン宮本町に反対する請願」

《請願の要旨》

簡易宿所「（仮称）ダイキン宮本町」の施設運営見直しと、施設の届出制を地域住民承諾の上での許可制にするよう求めるもの。

《理事者の説明要旨》

（仮称）ダイキン宮本町は川崎区堀之内町９番地１８に建設予定の客室数５９室の簡易宿所である。建物の高さが２１．１５メートルで、１５メートルを超えることから「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、平成２４年１月２４日に建築計画の標識が建設予定地に設置され、同年２月７日及び２０日に近隣住民への説明会が開催された。同年３月１９日に事業者から同説明会の「近隣関係住民説明等報告書」が提出され、現在、これを審査している段階である。

庁内関係部署から構成される旅館業等建設対策協議会において、旅館業法に規定する学校や図書館、保育所等が建設予定地の半径１００メートル以内に存在しないこと、当該施設の設置により清純な環境が著しく害されるおそれはないことを確認し、事業主へ距離証明書を交付した。営業の開始に当たっては、建物完成後、旅館業法の営業許可申請の手続きが必要となり、申請を受けた保健所は現地確認と書類審査を行い、基準に適合する場合は、旅館業営業許可書を交付し、事業主は営業が可能となる。

簡易宿所を居住地として生活保護を受給する人は９福祉事務所で１，９２３人であり、市の生活保護受給者全体に占める割合は６．１５％である。第二種社会福祉事業宿泊所は市内に２２施設あり、定員数は８５７人である。そのうち生活保護受給者は８福祉事務所で７２７人であり、全体に占める割合は２．３２％である。

簡易宿所は旅館業法により、宿泊者に対して正当な理由なく宿泊を拒否することはできないこととなっており、願意１にある当該施設の運営の見直しについて、宿泊利用者から生活保護受給者を排除することはできない。生活保護受給者の人権の観点からも困難である。願意２にある施設の届出制を許可制に見直すことについては、簡易宿所は旅館業法の規定により、現行も許可制である。ここでは、届出制で

ある第二種社会福祉事業宿泊所のことを指しているものと考えられるが、社会福祉法に規定する届出制を本市が独自に許可制にすることは、法制度上できない。生活困窮者や野宿者を対象とする第二種社会福祉事業宿泊所を開設する場合には事前相談が必要であるが、事業者から、こうした相談は受けていないため、当該建設予定地において第二種社会福祉事業宿泊所の運営は行われないものと考えている。

地域住民の安心・安全のため、事業主が法令に基づき適正に事業運営を行うよう、各部署と連携を図りながら適切に対応していきたい。

《主な質疑・答弁等》

* 建設予定地の近隣に保育所があることについて

旅館業法に基づき営業を行う場合には、半径100メートル以内に学校や図書館、児童福祉法に規定する保育所等がある場合には、当該施設の管理者等に、あらかじめ清純な施設環境が著しく害されるおそれがないか意見を求めなければならない。この規定は、いわゆるラブホテルのような、青少年等に対して教育環境上好ましくない影響を与えるものについて規制するものであるが、建設や営業を禁止するものではない。近隣にある保育所については、児童福祉法の定める認可保育所ではなく、規定対象外の無認可保育所である。ただし、事業者には無認可保育所であっても意見を聞くよう指導していく。

* 簡易宿所「（仮称）ダイキン宮本町」が福祉事務所経由で100%生活保護受給者を受け入れるということについて

住民説明会のなかで、事業者から簡易宿所「（仮称）ダイキン宮本町」は福祉事務所からの紹介で100%生活保護受給者を受け入れる施設との説明があったようだが、事実とは異なっている。まず、生活保護を受給するためには居住地が必要になる。仮に居住地を失い、その日の宿泊場所がない場合には、福祉事務所では生活保護受給者に対して市内の簡易宿所を示した一覧を手渡し、居住地を探すよう助言している。誤った内容による住民説明が実施されたことは把握しているため、事業者に対して川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に基づく補正通知書を通知し、近隣住民に対して補足説明をするよう指導した。その後、事業者から町会長2人に補足説明を行うとともに、近隣住民宅へ補足説明文書を配布したとの結果報告を受けた。

* 当該事業者に関元市職員がいることについて

事業者側に元市職員が再就職しており、住民説明会のなかでも行政と事業者が癒着しているかのような発言があったと聞いている。住民に誤解を生じさせてしまう原因となる、こうした元市職員の再就職は望ましくないと考えるが、職員が退職した後の職業の選択まで関与していくことは困難である。

* 3回目の住民説明会が中止になった理由について

事業者から、過去2回の住民説明会において住民から反対意見が多く、話し合いにならないこと、さらに今回、市議会に請願書が提出されたことから中止にしたと聞いている。住民への説明は、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に基づくもので、住民に対し個別に説明

するか、説明会を開催するかは事業者の判断に委ねられている。説明内容は主に通風、採光、景観についてであり、住民の了承や同意を得なければならないものではない。ただし、3回目の住民説明会を中止したことについては厳重に注意し、住民説明会を再度開催するよう指導している。

*** 事業者と住民側が対立していることについて**

事業者と住民が十分に話し合いを行い、合意することが望ましいが、合意できない場合でも最終的には現行の法律等の手続きにより処理することとなる。旅館業法上、路上生活者を受け入れることを理由に簡易宿所の建設を禁止したり、生活保護受給者の宿泊を拒否することはできない。住民側の立場も理解できるが、事業者の経済活動も考慮しなければならず、行政としては両者に対して平等、公正でなければならないと考える。

*** 当該事業者が経営する簡易宿所の定員数とそこに宿泊する生活保護受給者の割合について**

当該事業者は市内に他の4つの簡易宿所を経営しており、定員は合計272人である。そのうち生活保護受給者は257人であり、生活保護受給割合は90%以上である。これに対し市内にある簡易宿所（ビジネスホテル等を除く）における生活保護受給者の割合は64.5%である。

*** 生活保護における第二種社会福祉事業宿泊所と簡易宿所の相違点について**

簡易宿所で生活する場合、1泊の宿泊料金を30日分計上し、特別基準月額69,800円を上限に支給している。第二種社会福祉事業宿泊所の場合、一般の生活保護の基準額と同様に家賃として月額53,700円を上限に支給している。また、第二種社会福祉事業宿泊所については、賃料以外に宿泊所ごとに決まった食費、管理費の支払いが必要となっている。

一般の生活保護の基準額に対して、簡易宿所の特別基準額は16,100円高いが、これまで市内の簡易宿所では1泊2,000円程度の宿泊料金が相場とされ、簡易宿所を居住地とする人がいることや保証人がなく賃貸住宅に入居できない人がいる状況のなかで、特別基準額を定めた経過がある。今後、基準額内の賃貸住宅の空き状況や簡易宿所の生活者が賃貸住宅で生活することの可能性など、必要な調査を行い、住宅費の特別基準額のあり方について検討していきたい。

*** 生活保護受給者が簡易宿所へ宿泊費を支払う方法について**

生活保護費は本人に支給することを原則としており、福祉事務所は本人の銀行口座に振り込むか現金で支給する。保護費の中から、本人が宿泊費を簡易宿所へ支払っており、本人の口座から自動引き落としで簡易宿所へ支払われることはない。

*** 簡易宿所と第二種社会福祉事業宿泊所への行政指導について**

簡易宿所は旅館業法に基づき施設内に立ち入り、施設基準が遵守されているか、衛生的な環境が保持されているか監視、指導を行っている。規定はないが1、2年に一度は立入調査を行い、相談や苦情があった場合には随時、対応している。第二種社会福祉事業宿泊所は社会福祉法に基づき帳簿などの書類検査

や業務改善命令を行う。また不当な利益を得たり、入所者への不当な処遇が確認された場合には経営の制限、業務停止命令など、福祉事業の観点から指導を行っている。また、年に一度の書面監査を行っているが、今年度は立入調査を実施することを検討している。

*** 今後、市内に路上生活者や生活保護受給者が集まるような簡易宿所が建設される懸念について**

生活保護受給者数は、平成15年の2万773人から、平成24年の3万1,920人と増加の一途をたどっている。一方、簡易宿所利用者は、平成15年の1,853人から平成24年の1,774人と、各年で増減を繰り返しながら一定の人数となっており、平成15年から簡易宿所の利用者に大きな増減はない。

基本的に事業者と住民のどちらの立場にも立つことなく、客観的に判断していきたい。将来的にまちづくりの観点から規制していくのであれば新たな立法措置が必要になるが、総合調整条例や紛争調整条例などの紛争を調整する制度もあり、一方的に規制だけ強めることが望ましいとは考えない。現行の規制水準を研究した上で新たな措置の必要性について考えたい。

《意見》

- * 第3回の住民説明会を早急に実施するとともに、今後も多く説明会を開催し、住民へ十分な説明をするよう、行政として事業者に対して指導すべきである。
- * 当該事業者の経営する簡易宿所の利用者の多くは生活保護受給者であり、今回、建設される簡易宿所「（仮称）ダイキン宮本町」についても、同様のことが予想される。こうした経営は第二種社会福祉事業宿泊所の経営に類似し、周辺住民にとっては説明会だけでは不十分である。第二種社会福祉事業の運営開始の手続きである、住民との協議や協定の締結が必要ではないか。
- * 法律、条例に従うとの行政の立場も理解できるが、単に法令を適用するだけでなく、誰もが暮らしやすいまちづくりを念頭に置いて対応してほしい。
- * 児童福祉法による保育所の認可と無認可の区別は法律上やむを得ないが、そこに通うのは子どもたちであり、市内の待機児童解消に至っていない状況からも、認可と無認可の違いで線引きするのは納得できない。事業者には、無認可保育所に意見を聞くよう求めてほしい。
- * 住宅密集地に簡易宿所ができることは、周辺住民にとって不安なことであるし、今後も同様の施設が住宅地に建設されることも考えられる。こうした事業者と住民との対立を解決していくためには、条例や制度を適宜、柔軟に見直していくべきである。
- * 簡易宿所の経営に当たっては、住民の不安が解消されるよう行政が監視できる体制を検討してほしい。

《取り扱い》

- ・ 簡易宿所である「（仮称）ダイキン宮本町」は野宿者や生活保護受給者を対象とした第二種社会福祉事業宿泊所と実態が類似しており、市は請願者の指摘する施設運営の見直しを事業者に求めていく必要がある。今後、住宅密集地に同様の施

設が建設される可能性が十分考えられることから、地域住民の安全、安心のまちづくりも含めて行政は検討していかなければならない。住民の意見、要望の趣旨は認めていくべきであることから、その趣旨を採択すべきである。

- ・ 経済不況の中、生活保護受給者は増加しており、地域住民との調和をどう図っていくかが課題である。また、簡易宿所が生活保護受給者を対象とした新たなビジネスモデルとならないよう、市で検討していくことを求めるため、その趣旨を採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択